

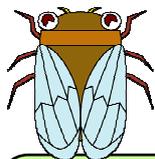
浜長保険センター安全だより(8月)

平成 30 年 8 月 21 日

浜長保険センター 第 21 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



盆が過ぎましたが、日中は30度を超え正に残暑厳しい日々が続いています。間もなく虫の声に秋の気配を感じるころとなりますが、夏バテもせず、ご壮健にご活躍のことと存じます。



問1 普通自動車を運転中、交差点に差し掛かったので、時速約 50 キロから時速30キロメートルに減速して、信号のない交差点に進入した直後、右から来た軽四自動車と交差点内で出会い頭に衝突した。現場でどうすればいいのか？

回答 万一、事故を起こした場合、慌てず次のことをしましょう。

- 1 自動車から降りて、相手に負傷がないか確かめます。
負傷しておれば、負傷の程度、自動車の損傷程度などを確認し、必要があれば救急車を手配します。
- 2 通常物損事故であれば、警察は実況見分をしません。お互いの自動車の停止位置、落下物などがあれば、小石などで路面に印し、可能であれば、その状態を素早くスマホなどで撮影します。
- 3 自走可能な場合は、交通に支障がない場所に移動します。自走が困難であれば、知り合いに応援依頼するか、レッカーを要請します。
- 4 安全措置をした後、110番します。
110番すると警察本部の指令室(神戸元町駅の北側)に繋がります。指令室の警察官は、「事件ですか、事故ですか」と応答しますので、「交通事故を起こしました」と伝えれば、必要なことを順次、質問するので質問に答えます。話が終われば、指令室から無線によって近くパトカーや管轄の警察署に指令します。指令を受けたパトカーや警察官が現場に来ます。
- 5 相手の自動車ナンバー(姫路555か1234号)、住所・氏名、連絡先、事故の時間、場所をメモします。
以後、示談をするために相手の住所・氏名、電話番号が必要です。
- 6 保険会社への連絡
24時間、365日事故受付していますので、浜長保険センターの担当者
又は、損保ジャパンサポートセンター(0120-256-110)に電話してください。



問2 出会いがしら事故の原因は、どう考えればよいか？

交差点の左右に建物があるため、左右の見通しができない交差点を通過するときは、「徐行」して進入しなければなりません。(道路交通法第42条)。事例の場合では、「徐行」をしなかったことが事故の原因となります。

問3 時速約50キロから約30キロに減速した。徐行したと思っているがどうか？

徐行とは、「車両等が直ちに停止することができるような速度で進行すること」であり、判例では「急ブレーキを掛けて概ね1メートル以内で停止することができる速度」であり、具体的には概ね時速10キロと示されています。したがって、時速約30キロに減速した程度では道路交通法上の徐行には該当しません。

問4 衝突した位置がマイカーの右後ろである。相手の過失が大きいと思うがどうか？

相手も徐行違反と思われます。衝突位置が後ろであれば、有利になるという解釈であれば、加速すると自車の後ろになる場合があります。徐行すべき場所で加速すれば有利になるという理屈は通りません。普通自動車程度であれば、衝突位置が前でも後でも過失に大きな変化はありません。

次回はドライブレコーダーの有効性について、詳しく説明します。あなたの強い味方になってくれます。